

六郷山領の崩壊過程

—六郷満山の研究—

中野幡能

はじめに

一、信仰をめぐる武士との関係

(1) 富貴寺の笠塔婆

(2) 護国寺の板碑

二、鎌倉末期における武士の押領

三、宇佐大宮司の押領

むすび

はじめに

六郷山領に対する鎌倉初期の武士の押領は御家人層とくに守護職大友氏及びそれに所属する御家人によつて始つたことは既にふれたが、今一つこれに関連しての六郷山と武士の信仰、更に鎌倉末期の御家人の問題にもふれておかねばならない。それは武士団は六郷山の所領の侵略のみでなく、六郷山寺院に対する信仰による結びつき、即ち武士のもつ鎌倉新仏教による六郷山に対する宗教的圧迫をも加えていつたからである。

中世における武士と六郷山の宗教的関係はやむにやまれぬものである。嘗て莊園領主に支持された六郷山は、やがて鎌倉以後に於ては領主に代り、幕府権力に御家人の力に依存しなければならなくなつてくる。これは当然でなければならなかつた。こうした事情をみる一つの資料には何としても石造塔婆と武士の問題がある。その美術史上の問題からその伝流を明にした研究として、千々和実氏によるすぐれた論文があるが、こゝでははじめにそれ等の造立者と六郷山の関係から進めて行きたい。

一、信仰をめぐる武士との関係

石造塔婆の問題については一つは国東塔といわれて来た国東型宝塔と板碑の問題があり一つは五輪塔の問題がある。ここではその板碑の問題を先にとりあげたいと考えるのである。塔婆については古くは笠塔婆の問題に始りついで国東型宝塔になる。その最古のものからすれば仁治二年（一二四一）の笠塔婆があり、板碑には護國寺（護聖寺）の正應四年（一二九一）のものがあり、中間に弘安七年（一二八四）の国東型宝塔がある。これらの塔婆の夫々がどのような形で建立されて行つたか、又その種字によるとどのような信仰が持ちつづけられていたかについて触れ、更にそれが経済的にどんな関係を有していたかを見る事にする。そこで仁治に始る笠塔婆からの問題を第一にとりあげたい。

(1) 密貴寺の笠塔婆

笠塔婆は本山本寺高山寺末富貴寺境内地に限られた問題であり、建立されている笠塔婆は仁治二年（一二四一）から文永五年（一二六八）の二七年間に建てられたものである。第一の塔婆は弥陀三尊の種字を刻し仁治二年八月十二日に造立者広増、彼岸第二日と三行に記してい側面に長円とある。第二は弥陀三尊種字で、仁治四年卯月十五日、右者「一一一」と三行にかれ側面に宝阿弥陀仏とある。年月日の右側の欠字は恐らく他の塔婆からおして造立者広増であろう。第三は不動の種字に「文永五年」「二月八日」「造立者広増」と三行に刻み、第四は釈迦普賢文殊の種字に文永五年二月八日、右為志者往生極楽、造立者広増が五行に書かれ、第五は弥陀三尊の種字、文永五年二月八日「一一一」造立者広増と三行に刻まれている。

第一と第二は二年の間があり第三と五までは同日に三種の塔婆を建てている。而も第一、第二は弥陀信仰に、第三と五は弥陀、釈迦、不動と三様の信仰を表している。もともと塔婆の種字は、建立の寺院本尊に関係が深いのが普通である。例えば文珠の種字の多い東国東の文珠仙寺の末庵に当たる鳴の場合は文珠信仰が多く行われたことを物語つている。富貴寺は阿弥陀堂にならつて、本尊仏が阿弥陀であるから弥陀三尊が信仰されるのは当然であるが不動、釈迦が出てくる事は安貞の法会から弘安の法会をみる事によつて明なる如く六郷山に非常な勢で不動信仰が普及している。⁽²⁾この影響が富貴寺の中にも入つて来た事が分るのであり、「往生極楽」も亦法会をみても分る如く、大念佛とか往生講のある事によつてみられるのが往生講は毎月十五日に行われているが。安貞の目録には本山のみならず中山分にも三ヶ寺がみられる事は、この時代からだんだんと一般化して來た事、ことに浄土宗の普及に影響されて來たものであらう。かくて富貴寺内の信仰にも漸く多様性がでてくるのである。そこでこの富貴寺塔塔婆の広増なる人物は如何なる人物であるかを探してみることにする。

富貴寺の所在地は豊後国田染庄糸永名である。豊後の弘安図田帖によると

田 染卿九十餘町宇佐官領

本郷四十二町辨府云、領主大藏卿法眼有寛、小田原五郎景泰法名寂仮論之

吉丸名二十町、⁽³⁾名越尾張入道

糸永名三十町、肥前国御家人曾根崎淡路法橋慶增

櫛末浦十五町、地頭職大炊判官次郎親元

大田原浦十五町、小田原次郎直重

とある。この曾根崎氏は曾根崎元一文書によると肥前国基肆郡内曾禰崎庄を本貫地としている。曾根崎氏は平氏で通隆の時⁽⁴⁾

文治三年五月九日曾称崎庄及堺別符の地頭職を安堵されている。爾来曾稱崎庄以下の地頭職を帶しているが、文永の役の時に蒙古合戦の時曾禰崎法橋慶増が功を立てその賞として弘安元年七月八日慶増は田染卿内糸永名の地頭職に補任されたのであ⁽⁵⁾

る。それまでの糸永名の地頭職は綿貫左衛門入道行仁であつた。その跡に曾根崎氏は田染庄に入部して来るのである。⁽⁶⁾

今仁治二年から文永五年迄の広増はどんな人物であらうかとすることを、糸永名の地頭職についてみたのであるが、広増と慶増とは法名は非常によく似ている。しかし慶増の田染庄入部は弘安元年以後であり、広増はそれ以前の人であり、三十年以上の前から活動している人で広増と慶増は丁度一世代違うことになるのである。そこで、慶増以前の地頭であらうかとも考えられるが、その前は綿貫行仁であるからこれも異なるのである。⁽⁷⁾ 従つて広増とはどんな人物であるかを明にするを得ない。武士か、それとも富貴寺院主であらうか、もし院主であれば「某坊」という言葉がよく使われる。坊名はみられないでの、広増も武士ではないかと考える。糸永名の地頭でなければ他庄の武士ではあるまいかという事になる。

ところで富貴寺文書応永廿一年十一月十五日の三位阿闍梨定祐下作職宛文によると、妙藏坊に対し名定祐は田染庄^六糸永名^(免)綿田一町内七反の下作職^(免)につい年貢無沙汰緩怠なかしめるようにしている。同文書には

豊後国田染庄糸永綿田壱町内七段事

(山)

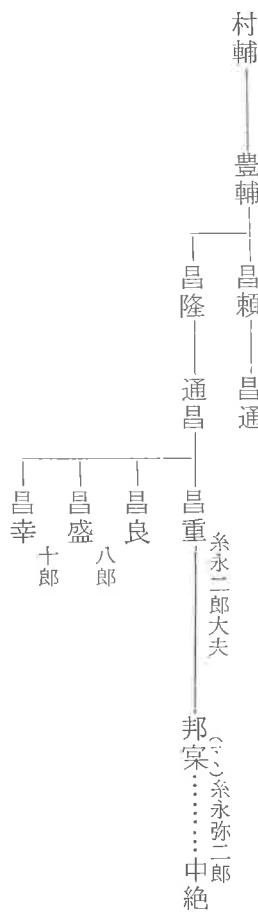
右件田地者、落□あみだ寺のしゆりさうゑいのために糸永地頭昌重寄進ところなり

とある。糸永免田は永弘文書康永三年二月廿八日田染庄糸永名惣帳案によると「□所一丁落寺免」がある。⁽⁸⁾

免田壱町はこれである。ところでこの糸永地頭昌重は大堂記⁽⁹⁾によると「建久年中ニアリ、其時曾根崎昌重地頭ニ補セラレ、早見郡糸永村ニ住ス、落邱ノ田地壱町ヲ寄附シ、當堂修理ノ料ニ供シ、殊ニ深ク尊信ス」とある。糸永名地頭職については既にふれた如く、曾禰崎慶増の入部は弘安元年（一二七八）以後である。従つて昌重は曾根崎氏ではない。

もともと糸永名は長治以前、益永氏が伝領したと考えられる名である。その後長治元年（一一〇四）十二月十日前権大宮司宇佐昌職⁽¹⁰⁾が次第調度文書を添えて糸永名を孫益永昌輔に譲つた。しかしその後は糸永昌重が知行している。このように糸永名⁽¹¹⁾は糸永氏の所領である。

糸永氏は糸永系図によると



となつてゐる村輔は同系によると益永清輔庶流武成系永領主となつてゐる。しかしこれには多少の疑問がある。それは長寛三年五月の到津文書によると「基輔舍兄為同前権大宮司昌基、相語母^(堂)党惟宗氏、称嫡子令押妨之間、」とあるこれを系図にする

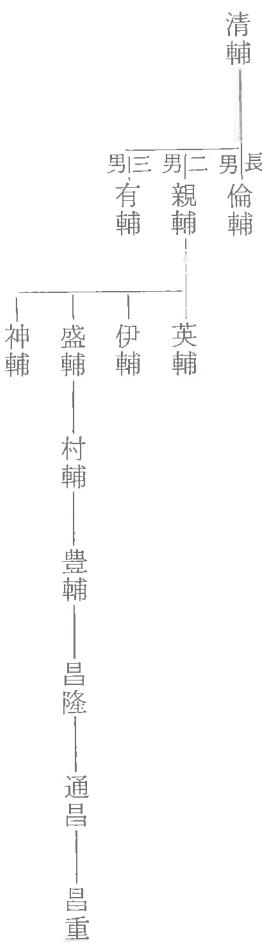


このように基輔には兄弟があり、又基輔の子が昌輔で長寛には糸永名の領掌を本家より安堵されている。然し益永系図による
と基輔の子は栄輔のみになっていて、栄輔の子が清輔となつてゐる。

このよう⁽¹³⁾に糸永氏系については問題があるが田染庄糸永名を管掌していたのは益永氏であった事には間違はなく、糸永系岡には昌重は糸永二郎大夫とある。従つて大堂記の昌重は曾根崎氏ではなく糸永氏である事が明になるのである。さて宇佐宮、

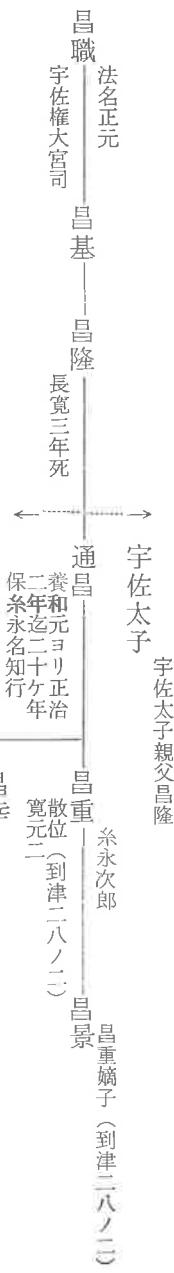
弥勒寺領への地頭職入部は承久の乱後に多くなつた事は嘗て述べた事である。田染庄の場合も恐らくそうであらう。従つて糸永名に地頭職の補任されたのも恐らく承久以後であると考える。承久三（一二二二）年から曾根崎氏の地頭職補任の弘安元（一二七八）年までは五六六年間であるが、この間の地頭職が綿貫氏で行仁は文永建治の地頭職であらう。従つて応永廿一年の富貴寺文書の「糸永地頭昌重」とは地頭職であるとすれば文永以前の地頭職であることになる。

ここに於て今一度糸永系図をみることにする。糸永村輔は糸永系図と益永系図によつて総合すると次の系図ができる。



となつてゐる。浦輔は政所總檢校で元暦の人であるから十二世紀末の人であり七代目に当るのが昌重であることになるが、これではいさか人が多く入りすぎる事になる。この事は糸永系図に一応の疑問を持たざるを得なくなるのである。即ち益永系には豊輔までしかないので、糸永系には豊輔から「昌隆—通昌—昌重」が続いてゐるのである。これは系図編さんの時の竪入であり、本来は「昌隆—昌重」は先の昌職に続くべきものである。⁽¹⁴⁾

益永文書貞応元年（一二二二）十一月日の鎌倉下知状案によると豊前株糸永名にかかる宇佐宮氏人糸永次郎昌重の非論を停止しているが同書及永万二年九月廿五日の益永文書には宇佐太子親父昌隆とある。此によると次の系図が作製される。



又昌重は寛元二年（一一四四）四月十九日には糸永名を質として参拾貫を借用していることからすると糸永名を知行していた事が明である。よって昌重は貞応以後寛元の者で文永以前の人物であったことになる。

かくて私は仁治から文永の広増なる人物は実は糸永昌重であらうと考えたい。それは地頭であると同時に、宇佐宮領糸永名の名主職を帶する莊官的存在でもあり、この昌重が祖先以来祈禱しつづけた落寺に捧げた信仰のあらわれであろうと考えるのである。従つて仁治四年の「宝阿弥陀仏長円」も糸永氏同族関係の者であらうと考える。文永五年二月八日の三塔は何れも月日が同日である事は或は昌重父通昌の命日ではあるまいかと考えるのである。

(2)

国東半島中のみなならず大分県下の中最も古い板碑は東国東郡朝来村大字朝来護聖寺の板碑である。「正応四年（一二九一）卯月廿七日孝子敬白□妙」とある。その横に嘉曆の板碑もある。これは「嘉曆四年（一三三五）三月九日」の銘があるのみで何も弥陀三尊の種字が入っている。

この護聖寺はもと六郷山中山本寺久末山護国寺で本尊仏は觀音であつた。所が安貞二年弘安七年の目録には既に六郷山中にみえない。このようにみると既にその頃転宗したのではないかと考えられるが、問題は、六郷寺院に建つ塔婆は夫々その寺院の本尊仏に関係する種字をもつ場合が多いのであるが、護国寺の場合は觀音である筈であるが、既に正應には、「妙」が建てた塔婆の種字は弥陀三尊で、淨土信仰に變つていて、このように鎌倉末に本尊仏と全く變つた信仰が持ちこまれて來ている。

事は既に転宗したのではないかという事になるが、同時にその事は、護国寺そのものの存立の主体が変化をしているという事ではあるまいかと考えられる。

もしこのように護国寺の性格が変ったとすればそれを動かしたものは何であらうか、ここにこの塔婆の造立者との関係も考えられて來るのであるが、このような造立者の銘が、「□妙だけでは推定も不可能であるが、ただこの塔婆銘にある「孝子」(18)という事は俗人であらうし、又この板碑の源流が武藏國の塔婆の影響をもつものであるとすれば、それを持ち来つたものは後に横領した戸次氏か、久末名の地頭小田原氏であらうという事にもなる。次の正応五年の大岳山神宮寺の仏も「正応五年三月日刑部丞平安□」と墨書しているのをみると、鎌倉末の六郷寺院と衆庶の関係は武士であつたという事になる。六郷山に一早く侵入した武士は大友能直の一派古莊氏等であるから、この塔婆の建立者も恐らくその二氏の何れかであらう。次にその大きさで有名な東国東郡富来町大字堅来鳴の長木墓地についてみよう。長木墓地には次のような大きな石塔が多くある。

(1) 若有重業障、無生淨土、因來弥陀願力、必生安樂國

元応第三曆卯月四日 大願主沙弥西実。 不明そノ他

(2) 去來生死本無跡七拾餘年屬夢中這□是誰真面目□成地水火風空

千時元亨元年幾次辛酉小春十六日

右衛門尉永貞起立大上僧□敬白、

(3) 文珠師利大聖尊三世諸仏以為母十方如來初發心皆是文珠教化力

右慈父覺靈西冥准生死之習、去以元応第三天首春中之九日、忽以閑寂之心、以降相當、大聖料罪之日間、造立石仏、辻覺母種子之供養、奉□後菩提之心處、辻良目普及一切矣、

元亨第二天歲次壬戌八月六日

大願主長木右衛門尉紀永貞敬白

(4) 文和三年二月彼岸、沙弥西宣

などがある。この長木墓地というのは、六郷山末山本寺峨嵋山文珠仙寺の末庵であり、いわば、同寺の外坊の一つである。ここに長木氏が次々とその石塔婆を建立したので、いわば長木氏の信仰を物語る貴重な資料である。最初の塔婆は元応三年（一三二一）以来の塔婆があるがここでは板碑だけを文和までをあげたのである。この願主は沙弥西実で、願文は弥陀信仰による安樂國を願っているし、西実は次の元亨三年（一三二三）の塔婆によると「右慈父覺鑑西実」とある如く長木永貞の父であり、明に武士である。次の元亨元年と同一年の塔婆は何れも長木永貞の建立である。永貞は長寿を得た人で七拾餘才の年に建立したものであるが、次の二年の永貞建立の塔婆は、文珠菩薩の上下一米に及ぶ種字を刻んでいる。始め弥陀信仰ついで文珠信仰に変っているが、これは当然、本寺文珠仙寺の信仰から発したものであり、ここにも本寺の信仰と在地武士の信仰との関係を見ることができる。文珠信仰は東九州地方としては全く珍しい信仰である。

長木氏は塔婆によると紀氏であった事は明である。東国東では、富来浦の富来氏等と共に有力なる武士であり、その始めは恐らく弥勒寺領の莊官であつたものが武士化し更に御家人に發展して行つたものであらうが、長木氏の場合どういう由來をもつた氏族か文書がない為に明にするを得ない。ただ武士が鎌倉末期にどのような精神生活をしていたかを知るに重要な資料といわねばならない。

このように寺院在地の武士が関東御家人による影響が、つきつぎ現れて六郷寺院に経済的のみならず信仰の上にも強い影響を与えていった事は何としても認めなければならぬ重要な問題でなければならないのである。

（註）(1)

千々和実氏「石造文化財」和歌森太郎博士編「くにさき」二八六・三一〇頁

(2) 摘稿「太郎天童の信仰」（宗教研究一七九号）

(3) 大分県史料一〇巻四五五頁所収「入江系図」によると「大友能直女子」の條に

△泰廣 田原祖 号大友、号田原、甲斐守 母為能直在京之妾、白拍子 左近藏人、中務大輔

母為能直在京之妾、白拍子

左近藏人、中務大輔

——女子
（略）

——女子
名越々後入道之妻女
尾張守、備前守、右近太夫、修理亮母也
珍珠女房（下略）

とある。これによると、弘安八年には能直の女子の夫の名越氏が既に田染庄吉丸名地頭職を獲得していることが分かる。

(4) 大分縣史料九卷四二五頁。

(5) 右同四二八頁、將軍家政所下文案。

(6) 拙稿「地頭の系譜」— 豊後國田染庄曾禰崎氏について—（大分縣地方史九号）

(7) 曾根崎文書一号ノ五（大分縣史料九卷）

(8) 永弘文書一、大分縣史料三卷二三五頁。

(9) 富貴寺文書（大分縣史料一〇卷）

(10) 益永系図による。

(11) 益永系図によると昌職の子は基輔で、永久三年公則より總檢校職を譲りうけている。

(12) 到津文書二八ノ一。

(13) 同右
一五〇号。

(14) 拙稿「内乱期の政権が及ぼす神社の動搖」（豊日史学一三二二号）

(15) 益永文書、永万二年九月廿五日の文書によると「親父昌隆」とあり、丁度年代が合致する。

(16) 田北学氏編年大友史料三四〇号文書。

(17) 到津文書二八号一。

(18) 千々和実氏前掲書三〇六頁。

(二) 武士の押領

このようすに六郷山内にも多くの武士が夫々の関係を求めて侵入して行つたのは、豊後守護職大友能直である。その事は既に述べた如く貞応二年（一二二三）に大友能直は横城山院主職を七男能郷に譲つてゐる。既にそれ以前に院主職を押領してゐる。これが御家人による押領の初見であり、その後次々とこの半島に入つては蚕食して行つたのである。こうして六郷山の本山本寺、本山末寺は鎌倉末には殆んど押領をうけ、①廃寺になつてしまふ寺、②六所權現のみが残つて行くもの、③他の鎌倉新宗派に転宗して餘命を保つて行く寺などもできて行くのである。このようすに六郷満山は大きく衰退して行く、それに対しても山分、末山分は鎌倉末までには数ヶ寺を除いては押領されずにすんだ。このようすに本山分の被害が最もひどく、中、末山分が残つて行つたのは、後に詳述することにする。既に述べた如く宇佐宮及び弥勒寺が衰退し六郷山は領家職を叡山に寄進し、叡山の力に保護をうけて行かうとしたのであるが本山分は弥勒寺を離れてはもはや学侶寺としての位置を保つことができなくなつたからである。とくに中山分が割合余命を保つことができたのは険阻な山が多く熊野系修験道をとり入れ不動信仰を盛にすることができた事と、中山分屋山長安寺がその中心を握り中央にいてその管理を強くし得たからである。

まづ武士の押領からすめて行く。六郷山領の押領はどのようにして行われたか。又誰によつて行われたか、始めにどんな御家人が押領して行つたかをみよう。建武四年（一三三七）六月一日の六郷山本中末寺次第并四至等注文案によつてみるとする、この文書は宇佐宮小山田家、長安寺、道脇寺にも伝つてゐる。古くから重要な文書として扱われていたので広く写されたので各地に分散保存されたものの如くである。

建武三年正月足利尊氏は入京したが二月敗れ、九州に逃れて來たが、その時上陸したのは国東郡富来浦であると伝えられ、富来忠挙は、尊氏より八幡大菩薩の幡を受領してゐる。国東武士の一面を物語る史料である。五月尊氏は東上し湊川に戦い、南軍の楠正成は戦死し、八月には尊氏は光明天皇を立て、建武式目を定めて、武士の統制をはかった。十二月には後醍醐天皇

は吉野に脱出し、翌建武四年（一三三七）三月には越前金ヶ崎城は陥落し、八月北畠顎家は陸奥より、西上十二月には鎌倉が攻略され、十二月には正式に光明天皇が即位した。六郷山の四至次第を書上げたのはこの、尊氏方の最も優勢になつた四年六月である。勿論尊氏方である大友氏の配下にあり大友田原及び大友氏に従つて豊後に入つた古庄、高田氏の如き有力なる御家人の入つてゐるこの地方の事であるから、六郷山が北朝方であつた事が当然である。この文書を書いたのは六郷山僧政祐であるが、政祐は六郷満山中のどんな人物であらうか。長安寺過去帖によると正中二年から康永元年迄の執行職は八代円増法印であり、康永三年から六郷宗山としての支配に当つたのは屋山学頭坊で初代は阿園梨豪惣であり、政祐はその何れでもないので、何寺に属した僧であるかは不明であるが、恐らく惣公文であろう。文書にみる四至次第は鎌倉末までの六郷山の經營規模や、所領の関係を知るには極めて貴重な史料である。

この史料によつて六郷山の御家人による押領の状況をみると次のようになつてゐる。

本山本寺

後山金剛寺

宇佐大宮司

吉水山靈龜寺

ノ

大折山報恩寺

河野四郎

鞍懸山神宮寺

小田原助入道

津波戸山水月寺

河野四郎

高山養老寺

小田原助入道

馬城山伝乘寺

曾禰崎十郎

ノ

ノ末寺（後山末）

辻小野寺

山香郷司家忠

ノ

（ノ）

西塔山大谷寺

ノ

（ク） 河辺石屋
 （大折山末） 間戸寺 小田原助入道
 （ク） 伊多伊
 （高山末） 連花山富貴寺 調幸実
 （ク） 無量山来迎寺
 良医山西山寺 曽根崎入道
 ク 小田原助入道（寺領敷地）

中山本寺

久末山護国寺（護聖寺） 一向、戸次侍中禪門

末山本寺

石立山岩戸寺 伊勢民部入道

ク 末ク（夷山末）

今夷焼尾岩屋

日田肥前権守入道

である。これを見ても分る如く本山本寺八ヶ寺の中押領されなかつたのは良薬山智恩寺のみであるが、智恩寺には権別当として既に古庄某が入つてゐるからである。智恩寺は都甲莊の中になり、旧六郷山別当の所在地である。その残りの七ヶ寺は全部押領され、弘安に至るまで健在で、祈禱をつづけていた速見郡山香庄にある辻小野寺、大谷寺に至る本山末寺までも殆んどが押領されている。本山はいうまでもなく封戸、山香、来繩、田染という郷としても宇佐に最も近く且又、その建立も古く、平安に最も優勢で権力をもつてゐた学侶寺であった。これが鎌倉末には殆んど全部が押領されてしまつたのである。中山本寺は、護國寺のみである。護國寺は護聖寺と改称してしまつてゐる。末山本寺は岩戸寺及び夷山末の焼尾石屋のみである。

このように本山本寺の殆んどと、中、末山のわづかな寺を留めた。それでは一休誰が押領して行つたか以下その武士を書きあげてみよう。

宇佐大宮司

河野四郎

小田原助入道

調幸実

曾禰崎十郎

山香郷司家忠

戸次侍中禪門

伊勢民部入道

日田肥前権守入道

馬城山伝乘寺、良医山、西山寺
辻小野寺、大谷寺、河辺石屋（以上後山末）
久末山護国寺

石立山岩戸寺

今夷焼尾石屋（夷山末）

以上みる如く数でみると九人である。宇佐大宮司は誰であるか実名を記していないうが後に述べることにする。⁽¹⁾宇佐大宮司も実は鎌倉御家人である。最も多いのは押領の小田原助入道であり、ついで山香郷司家忠、宇佐大宮司、河野四郎、曾禰崎十郎等である。これを今一人づつについてみて行きたいと考える。

小田原助入道

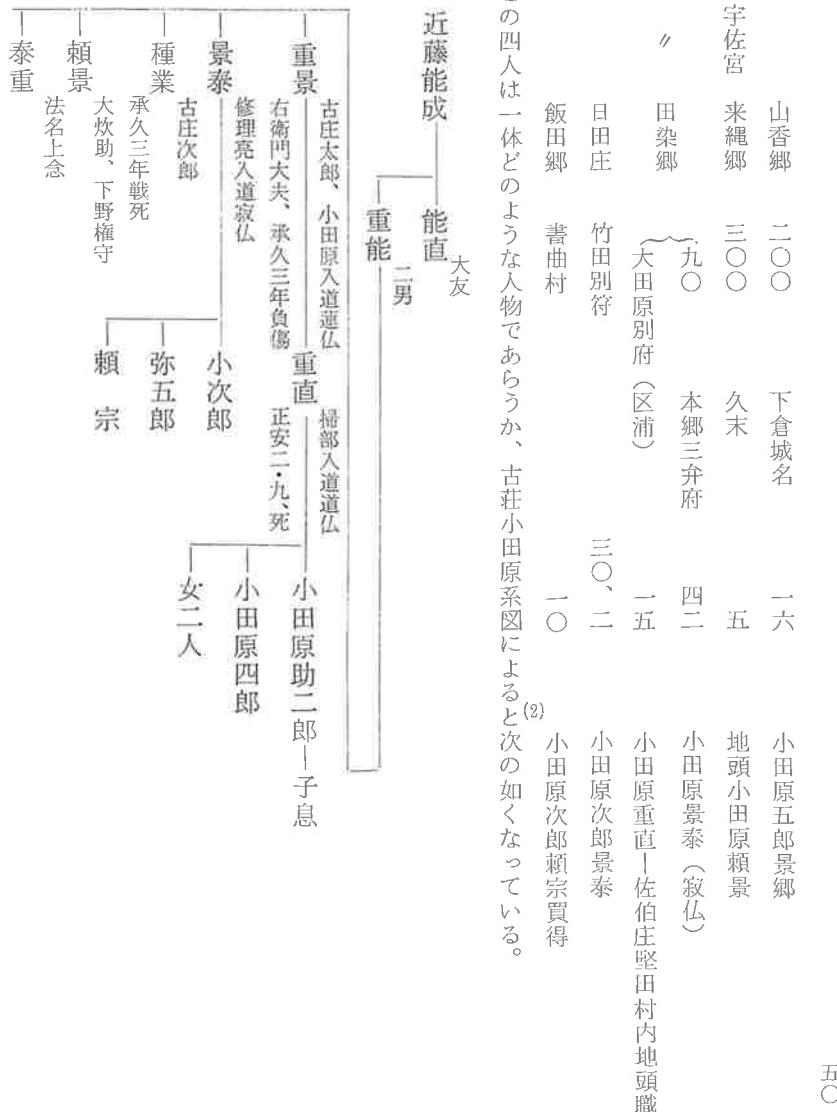
平安時代の宇佐勢力ごとに宇佐宮と宇佐下毛に対し、弥勒寺の国東という金城湯池ともいうべき六郷は建久特に承久乱後一変した。そこに入つて来た関東御家人は豊後守護の大友を始めとして一族ぞくぞくとして入つて来る。弘安岡田帖によつてみると小田原氏外三氏が地頭に入つてゐる。

後山金剛寺、吉水山靈龜寺
大折山報恩寺、津波戸山水月寺

鞍懸山神宮寺、西叡山高山寺（高山）

間戸寺（大折末）、伊多井（大折山末）、大日石屋（大折山末）、無量山来迎寺

蓮花山富貴寺



この四人は一体どのような人物であらうか、古莊小田原系図によると次の如くなつてゐる。

これによつてみられる如く小田原氏は近藤氏であり、能成の女が頼朝の妻でその子が能直であるとされ、重能を二男としている。

るが重能が近藤氏の嫡子である。この重能には十一人の子があり、古庄太郎重景同次・郎種業は承久三年の乱に出陣重景は負傷し、種業は戦死している。宇佐宮領の莊園に地頭として入ったのはその後であらうと考るが、弘安図田帖によると古庄太郎重景の子の重直が田染郷大田原浦、二男景泰が田染郷三弁府、四男頼景が来繩郷久木名地頭職になつてゐるが、承久三（一二二一）から弘安八（一二八五）まで、六四年を経てゐるから、大田原浦は重景が入つて地頭としては重直が二代目であるのかそれとも、古庄重能が三名の地頭職に補任し夫々子に配分したのであらうか、永弘文書一六八号によると弘安二年には田染庄篠原名は重景が領してゐるので重能が三人に配分したのであらう。何にしても豊後御家人の中でも最も有力な武士である。さてその中最も多く六郷山領を押領して行つたのは、小田原助入道であるが助入道とは誰であらうか。前記近藤古庄系図をみると古庄総領家重景の子は重直であり、その子は小田原助二郎であるが、弘安の頃重直で、その後鎌倉末には助二郎が地頭であり、大田原浦を本貫地としたわけである。助入道とは恐らくこの助二郎の事であらうと考えるのである。

こうした地頭の領家側の押領過程については史料が残っていないが、来繩郷小野名に関する小田原宗忍と田染定基の相論を裁許した正和四年の文書が一通残つてゐる。⁽³⁾ 小田原宗忍は「同国田染庄篠原名者、宗忍亡父蓮仮所領也」とある。古庄系図にはみえない重景の子であるから重直と兄弟である。同書によると田染吉基が有する小野名と、蓮仮の所領田染庄篠原名を両人が弘安二年に相博した。にもかかわらず重景蓮仮は篠原名は四郎左エ門入道（重直）に、小野名は宗忍に譲りしたので定基はこれを訴えたのである。

篠原名は弘安八年の図田帖にはみえないので、名内の百姓名であらうし、又同帖には来繩郷、田染郷共に二人の地頭の名はみえない。このような訴訟が起されたので幕府は重景に請文を出させたが、それによると内小野名は弘安年中以来花光領であるということで雑掌嚴成によつて訴訟が続いていたが、元來内小野名は六郷山執行（円然カ）の知行する所で高山法花免田（篠原名カ）と相博したので何れも天台無動寺別院六郷山の知行地である。然し雑掌嚴成が頻りに訴えるので正安四年（一三〇二）八月四日に花光領に避与えたと云つてゐる。しかし宗忍は延慶、応長、正和の年貢返抄を出帶してゐるので、下地を嚴成

は知行していないので、宗忍が知行している事は明である。こういう事で正和二年十月十二月鎮西探題北条政顯によつて内小野名を宗忍から田染定基に返付せしめている。⁽⁴⁾

この例によつてみても分る通り、地頭がどんな方法で、領家側から押領して行くかということがうかがえて興味深いものがある。かくて小田原重直、宗忍、と六郷山を押領し助一郎の時には、乾懸山、高山、間戸寺、伊多井、大日岩屋、来迎寺を押領して行つたのである。

山香郷司家忠

郷司とは律令制の末端の官僚であるが、多く、在地の豪族を任じている。山香郷司で有名な史料の一つは、都甲庄相伝系図にみる都甲開発領主恒俊の系である。⁽⁵⁾

左近大夫恒俊⁽⁶⁾——女——貞門——貞家——家忠——家実——惟家——尼道忍——僧円仁
領主⁽⁶⁾
西迎⁽⁷⁾
法名
六郷山執行

都甲文書卷一七号によると経俊は源経俊とあり女の夫に山香郷司大神貞正が入るのである。貞正の子が山香郷貞家でその子が山香郷司大神氏が相伝するのであるが、この家忠が、山香郷内の本山末の辻小野寺、大谷寺等を押領してしまったのである。

曾禰崎十郎

田染庄糸永名の地頭は弘安元年以来曾称崎氏になつた。初代慶増について二代は道慶三代は曾禰崎十郎左衛門通定法名道西である。⁽⁸⁾糸永名の地頭職に補任されて田染庄に入った曾禰崎慶増の子道慶は永弘文書一九一号によると通幸といい宇佐宮仁王講田を押領し、後文保二年（一一一八）三月田染忠基の訴により宇佐宮に返付せしめられているし、又十郎道西は、田染庄重安名の事で、田染忠基と相論し、正和二年（一一一三）七月十二日に道西は宇佐宮田染氏に返付している。しかし同文書によ

ると慶増、道慶、道西と三代に亘って押領していた事を分るのである。今曾禰崎氏の系を示すと



となり通定を十郎左衛門といい鎌倉南北朝に亘り、活動していることが判る。馬城山伝乘寺や良医山西山寺を押領した曾禰崎十郎とは通定¹¹⁾法名道西である。

河野四郎

弘安団田帳によると、河野氏というのは地頭にみえないが、鎌倉末に河野四郎が大折山報恩寺や津波戸山水月寺を押領している。その河野氏は本姓越智姓であるが弘安に地頭職に補せられてないが速見郡立石村の三島社縁起によると立石地頭河野対馬守通秀が元応二庚申（一三三〇）二月三日に勤靖とあるので、この年に立石村地頭職として補任入部したのであらう。⁽⁹⁾

時代が少し下るが、康永三年（一三四四）宇佐宮雜掌は田染庄重安名内田地の違乱を停止せしめられんことを請い大友氏泰に訴えた。氏泰は奉行人を通じて七月廿日、⁽¹⁰⁾河野孫四郎道継に違乱の停止を命じた。そこで河野道継は立石孫五郎に命じて重安名等違乱を止めるように施行している。⁽¹¹⁾

更に正平十一年（一三五六）になると田染孫三郎入道が田染庄重安、末次、恒任、永正、小手則名に打入り、濫妨狼籍をした。そこで宇佐宮權惣檢校（香志田^{カタ}）内重の代官宣村は守護大友氏時に申請した。守護大友氏時は正平十一年九月十八日に田染孫三郎の乱妨を止め守護所に参決せしめるよう河野鶴龜に命じている。この事件は簡単に解決せず全年十二月十一日には再度氏時は河野鶴龜に書下を出している。⁽¹²⁾ついで康安二年（正平十七）十一月十一日には河野鶴龜丸に更に書下を与えている。⁽¹³⁾又年号欠七月七日にも田染庄弁分について氏時は鶴龜丸に命じている。

このように南北朝時代になると守護が領国内の実権をもつようになり、御家人の地位に変化が起るようになつてから始めて河野氏が表へ現れて来る。河野氏は先に述べた如く鎌倉末元応二年に立石地頭職と入ったものであらう。従つて報恩寺や水月

寺を押領した河野四郎は、道継か又はその親であらう。河野対馬守通秀又の名を一秀といったようであるが、従つて河野四郎はこの通秀の通称であらう。

戸次中禪門

戸次氏は大友親秀（二代）の子重秀に始る。弘安図田帖によると戸次莊地頭職は戸次時頼、重頼同頼親が知行しているが図田帖では「各知行難存知」とあるので、莊内の配分は不明なのであらう。田原氏藏戸次系図によると時頼は時親ともい、戸次氏を相続し、重頼「松岡左近將監」と号し、頼親は利根次郎を号している。これによると始め重秀が戸次莊地頭職に補任し重秀が三子に配分したのであらう。よって重秀の本質地は戸次莊であったと考えられる。

弘安図田帖によつて地頭戸次氏を拾つてみると次の如くなる。

宇佐宮領	安岐郷	三〇〇	守江浦	三	戸次時頼（道恵）同公継
大神莊	一七〇	近部、藤原 井手村	七〇	ク (ク)	
稲田庄	二〇五、二	福重名	一八二、二四〇	ク (太郎)	利根次郎頼親
戸次庄	九〇				戸次頼親（利根）
柴山村	一〇				地頭戸次時頼、同重頼、同頼親
三聖寺	三〇〇	中村	七六		戸次三郎重親（戸次惣領家三代）
大野庄					戸次二郎重頼（松岡）

右の表をみると惣領戸次時頼は安岐郷、大神庄、由布院、戸次庄内及柴山村の地頭職を帶し、二郎重頼は松岡と号し戸次庄、稲田庄、大野庄内を、三郎頼親は利根を号し、大神庄、戸次庄、大野庄内の地頭職を帶していたのである。

このようにみると戸次氏も豊後の国東、速見、大分、大野郡内の地頭職を有していたのである。その内国東、速見郡は惣領

家がもつてゐる。戸次氏系図によると太郎は時親であるが、法名を道恵といふので岡田帖にみる太郎時頼と同一人である事が分る。又岡田帖由布院の項には「戸次太郎時頼性名道恵三郎重親相続」とある。然るに前記戸次氏系図には三郎は「貞直」となつていて、元弘三年四月三日死去となつてゐるが、惣領家を相続してゐるので、貞直と重親は同一人物であると考えてよい。
かくて国東に最も関係の深い戸次氏は惣領家であるという事が明になつたのである。試みに戸次氏系図を掲げる。

親秀——重秀

時親(中野注)
「||時頼」

重頼
号松岡左近侍監

頼親
号利根次郎

親直

直時

朝直

貞直(中野注)
「||重親」

豊前守、童名千熊丸

親教
刑部大夫

貞能
母藤北、同貞直
攝津守孫太郎

母同親教

高時

———
一頼時

さて、問題の戸次侍中禪門について進めて行きたい。他の押領の武士が、鎌倉から南北朝に亘る人物であった事、その多くが地頭であった事、而もその地頭が、押領寺院の近くの地頭であった事が明になった。このことは寺領が六郷山の場合寺院周辺にあった事、などが要因である。ここに戸次侍中禪門というのは、そのままの名称は、戸次系図にも岡田帖にも遂に名を見出す事ができなかつたが、これに最も近い人物は戸次惣領家である事からすると時頼か又三男重親貞直に当るのである。然しそれが「正応三年（一二九〇）四月三日於箱崎執行所死去卒」の戸次系図の記述をとるとすれば、三男三郎重親貞直の元弘三年四月三日死去という事、又は「越後守九郎、豊前々司、渋谷河内権守、伊勢民部大夫、戸次孫太郎左衛門尉、可為鎮西評定衆者、依仰執達如件、永仁七年正月廿七日、相模守貞時判形有之」とあり、孫太郎は貞能であらう。（又母即ち時頼の妻は大野能基の女、姫夜叉である。）伊勢民部大夫と、石立山岩戸寺を押領した伊勢民部入道とは同一人物であらう。そして豊前前司は貞直貞直重親であらうか。このようにみると、侍中禪門は晩年入道後の玄熙即ち貞直貞能重親であらうと考える。

伊勢民部入道

石立山岩戸寺領の押領者を伊勢民部入道としているが、同じく弘安岡田帖をみよう。同帖に次の如くある。

国領（マツシテ）東郡三百町 領家松殿二位中将御跡地頭職信濃伊勢入道殿跡而在

とある。松殿については既に渡辺澄夫博士のすぐれた論文が報告されているのであるが、地頭職は信濃伊勢入道殿跡とある。

この伊勢入道は、戸次系図の所収の永仁七年正月廿七日の北条貞時奉書にみる伊勢民部入道と同一人物であらう。伊勢民部入道は国東郷の地頭職であり、この地頭職が同郷内来浦にある石立山岩戸寺を押領したとみるべきであらう。伊勢氏は今日も尚富来地区に残っている姓である。

豊後國香地庄内夷山靈仙寺末の今夷燒尾石屋を押領したのが日田肥前権守入道である。日田氏は有名な大蔵氏である、上代から日田に栄えた旧族であるが、豊西記によると文永一年蒙古合戦に筑前国早良郡姪浜及百路原に戦い、その功により、豊後国東郡安岐郷内弁分、弘永名の地頭職を給わつたとある。⁽²¹⁾ 然しもどもと、日田氏の本貫地は日田莊本莊四五〇丁の地頭職である弘安図田帖によると、地頭職は「日田弥三郎永基 法名法基」とある。

その外日田氏は同図田帖によると伊美郷七〇町地頭職として伊美永久法名道応があり、竹田津（庄）二〇町、領主として竹田津惟永がある。何れも大蔵氏である。竹田氏については竹田津家譜があり、「曩祖大蔵永俊号日田四郎後改」⁽²²⁾ とあり、大蔵永弘子孫竹田津邑に住むとある。その次に其名のある者と口碑を記すとして記されている。肥前権守はみえない。弘安の図田帖には「領主竹田津兵衛允惟永法名蓮仮」とある。竹田津氏が御家人なれば地頭職と書く筈であるが、領主となっているのはやはり、有力なる土豪であった為であらう。そうすると家譜に記されている事は先づ以て無難の解釈というべきであらう。

今まで六郷寺院の押領者がその寺院の近くの主として地頭^{II}御家人であったことよりすると、夷は香地庄内にあるのであるから、香地庄の地頭又はそれに近い庄園の有力豪族でなければならない。然るに香地庄の地頭は、弘安図田帖によつてみても「香地郷六十町、地頭川越安芸前司」となつてゐる。磧田はこれを「川越太郎重頼カ」としているが、「日田肥前権守入道」とある事よりすれば、ここでは竹田津氏か伊美氏でなければならない。図田帖によれば「伊美郷七十七町半佐弥勒寺、伊美兵衛次郎永久法名道念」とあり、竹田津本には道意、続群書類從本には道応に作つてゐる。又竹田津浦は領主竹田津兵衛尉惟永法名蓮仮とあり、一般的事例からすると竹田津氏の方が押領者比定に有力である。というのは竹田津氏は建武元年にも竹田津諸次郎は綸旨をうけて「香地庄地頭職三分式阿越安芸、同三分毫跡」を田原貞広、貞拏に沙汰居せしめたり尊氏の御教書や後村上天皇の綸旨を賜わつた所の豪族であるからである。かかる意味に於て日田肥前権守入道とは「竹田津諸次郎入道」で

はあるまい。諸次郎は竹田津文書二、三号によると沙弥道景である。田原氏能が下野権守であった事よりすると道景も肥前権守であり得る可能性はあると考えるからである。⁽²⁶⁾

調幸実

最も困難なのは調幸実である。弘安団田帖にも全くみえない。而も富貴寺を押領している。糸永名の地頭は曾禰崎氏であり、調氏はみえない。

然るに富貴寺阿陀堂は文和二年（一三五三）尊氏將軍在任中修理をしている。その棟札が現存している。標札銘に、

大種那調宿禰仲実

（行力）

学頭僧 祐禪

大工衛門大夫藤原実吉

小工等 拾人

鋏治

忍海

維宗

執筆祐禪大徳生年十五

とある。仲実は行実の誤である、行実は鎌倉末から在地の人であった。その前年觀応三年（一三五二）には曾禰崎助三郎は、糸永本名の知行を守護大友氏時に預けられているので、糸永名に於ける実權は曾禰崎氏が依然有しているのにここに調氏が大檀那になつたり、鎌倉末に御地頭家人が行つたように六郷寺院を押領したのはどんな立場で行つたかが全く分らない。大堂記には「領主調宿禰行実」と記している。調はツキであり、大田博士姓氏家系辞典によると、調宿禰は大和、倭漢氏族坂上氏流になつてゐる。延暦四年六月紀に賜姓とある。中世にも糸永名は速見郡露村とか、糸永保と呼ばれたりしている。

然るに調行実は地頭ではないが「領主」といわれるが如き地位をもつて鎌倉末から南北朝に亘って、田染庄にいたのである。このことからすると調氏は嘗ての糸永保の保司であり、国衙官人であったのであろう。（後に富貴寺の項で触れる）

(註) (1) 永弘文書二五六号（大分縣史料三卷）

(2) 描稿「宮成文書解説」（大分縣史料一四卷）

(3) 田北学編年大友史料正和以前七一頁。

(4) 永弘文書一六八号。

(5) 同右

(6) 弘安岡田帖山香郷の項には本郷郷司家定の名がみえる。

(7) 大分縣史料九卷三四三頁。

(8) 前節註(6)に同じ。

(9) 胡麻鶴岩八著「豊後立石史談」二一〇～一二一頁。

(10) 永弘文書正和二年七月十二日鎮西下知狀。

(11) ハ
一一八四ノ一號。

(12) ハ
一四号

(13) ハ
三三四号、河野文書。

(14) ハ
三五一號。

(15) ハ
三五一號。

(16) ハ
三五一號。

(9) 揭立石史談三〇〇頁「七、河野通秀の事」

(17) 田北学氏編「続編年大友史料」十卷、利根文書三二号、大友利根氏略系（大分縣史料一五卷二三六頁）

(18) 柴山村地頭職三郎重親については畠田も利根三郎重頼の誤として、渡辺澄夫博士も亦その説をとつておられるようであるが、実は、

三郎重親は図田帖由布院の項に「戸次太郎時他本法名頼道恵三郎重親相続」とあるによつても分かる如く時頬の嗣子である。入江氏蔵戸次系図によると、時頬三男貞直の事である。従つて些村地頭職は惣領家の所職とみなして時頬の項に加えた。

(19) (16)に同じ。

(20) 磯田の註によると、由布院の項に「時頬他本時道恵」とある。

(21) 渡辺澄夫博士「豊後国東郷と諸富名について」大分縣地方史二一・二号六一頁。

(22) 豊後国志卷八。

(23) 図田帖三浦、今林本には竹田浦とある。

(24) 大分縣史料九卷一四〇号。

(25) // // 一二三～四号。

(26) //

三、宇佐大宮司の押領

六郷山の創建經營には弥勒寺・宇佐宮共に平安以来努力し続け、六郷山は宇佐宮の山岳神宮寺とも考えられる寺院であるが、鎌倉時代に入り、宇佐宮・弥勒寺領の侵略にともない、六郷山の衰微も極に達し、安貞、弘安とその史料をみても鎌倉に入るとどんどん衰えて行く状態が判る。。而も鎌倉末に至ると、今まで述べて来たように、鎌倉御家人||地頭によつて所職所領の押領は露骨を極めて行つたのである。これは六郷山に限らずそれまでの権力を有する社寺に對して地頭御家人たちがとつた常套の手段である。一例をあげると、

例えば宇佐宮本宮御許山靈山寺は、筑後、豊前、豊後等に多くの莊園を有する領主である。勿論莊園としては弥勒寺領内御許山領となつてゐるわけである。

二院、六坊を有し太宰府の信仰を得て、しばしば寄進等をうけていた寺である。これに対して豊前下毛郡野仲郷地頭に入

ついた野仲氏は宇都宮庶流で鎌倉時代を通じて、その勢力をたくわえて行つた。それは宇佐領に対する侵略である。野仲道性房円空は、この御許山座主職にめをつけ、これを押領したのである。たまたま神領興行の下知にあい、正和二年(1)（1313）六月廿一、座主職の得替を行つてゐるのである。

こうして鎌倉末には大巾の押領が行われて、とみに六郷山は衰えて、嘗ての規模も組織も全く崩壊せんとする事態になつた。かくて宇佐郡内にある後山金剛寺と吉水山靈龜寺は六郷山中最も、宇佐宮に近い寺であり、峰入等の出発点であつた。為に鎌倉に入つて六郷山が衰えても、この二寺だけはその命脉を残して行つたのである。吉水山と後山は全く同一の山で豊前宇佐郡旧北馬城村了戒にある。この山は宇佐側の方から見れば吉水山であり、山の向側即ち高田側からみると後山である。向側は、豊前宇佐郡旧封戸村立石であり、吉水山の西方の連山を栗山といい、立石部落と西戒部落を結ぶ峠が、栗山と吉水山の間の最も低くなつた部分を通りこの峠を吉水越、とか吉水峠と言つてゐるのである。

建武中の管内志所収史料によると

覚満建立之藥王寺
郷來繩

とあるのは後山金剛寺院の院即ち藥王院であつたろうと考えてゐる。来繩郷とあるのは立石が郷の飛地であつたのである。現在その寺院址も明になつてないが現地調査によると方一町許の田の畔に石を祭つて、由緒ありげな伝えを残している所がある。⁽³⁾或はそのあたりではなかつたかと考えられる。いわゆる「立石—メンヒル」の近くである。立石は後山から北方に連なる小山の中腹に、巨石がそそり立つてゐる。立石の地名はこれから起つたものである。

後山は、土地では「ウシロヤマ」と称してゐるが、その頂上に近い所に洞窟があり、薬師仏等十体近くが安置されている。洞窟の前から津波戸山の方向に道が通じ、峰入りの道であつたという。今松の木の著しいものが一本立つてゐる。嘗て三十六坊を有していたというこの金剛寺の本寺並に坊址すら不明なのも栄古盛衰のあとを思わせて淋しいものがある。ただ石塔址と泉水を残す地が一番迫の奥まつた所に一ヶ所あるが、坊址であらうと考えられる。巨石の真下にある点も注意すべきであらう

何れにしても後山金剛寺は六郷山匹頭の寺院であったことは仁安の目録及び峰入札打の伝承から伝つて確實であるが、この寺院の所領は封戸郷内にあったのであらう、宮成文書閔白豊臣秀吉給地坪付の中に「一所立石三町村有之一所後山分三町同村一所小川分同村」とあるので明である。立石村には中世末立石氏がいてその墓が、小川の近くにあり、その北方、栗山の麓には田の中に有名な立石貝塚があるから、原始時代から可成り開けた土地であったのであらう。

これに対し吉水山靈龜寺は江戸時代より「吉水山福昌寺」と改称し、吉水山麓にある。現在曹洞宗である。嘗ては寺には吉水山鎮守があり稻荷を山上に祀ったというが、もとは六所権現かもしくは吉水権現と称したものであらう。同寺過去帖によると

法相宗吉水山靈龜寺ト号ス　當寺開山良菴源嶽大和尚人皇四十四代元正天皇御宇靈龜二年朔日ノ開創〔仁聞菩薩開基〕
と記している如く、普通六郷山でいわれる、養老二年の開基説より二年前の靈龜二年（七一六）に良菴が創めたと伝えている
が、法蓮の四人の同行中に名が伝わっていない点も注目すべき伝承である。
（マ、）

同書によるとその後応暦元年岡部伊賀守が泰澄禪師を請じて臨済宗に嘉慶元年曹洞宗泉福寺末になつたと伝えているが、吉水山は後山と共に安貞、弘安、嘉元の目録にみえるので、鎌倉時代を通じて先づ、健在であった寺である。その所領は觀応三年（一三五二）正月十九日の小山田文書によると「宇佐郡吉水三位房跡肆町」とあり、益永文書には文明五年三月日には安心院永行名三町、封戸郷国宗名毫町の下地の名主職を吉水院主が拘持つてゐるし、弘治二年（カ）五月十日の緒方文書によると吉水山領として下毛郡為末名内八段のあつた事が分るのである。

以上後山と吉水山の大要及びその所領について述べたのであるが、この所領を建武四年の文書によると宇佐大宮司押領〔仁聞菩薩開基〕
である。当然他の押領の時代と同じく鎌倉末である事は明である。そこで宇佐宮大宮司はどうなつてゐるかをみよう。鎌倉末としても正和の頃は神領興行の時期であるが、その頃元応元年（一二三一九）には安岐次郎成敗の為来繩郷に宇佐宮神輿が動座し、大神宝は両子山に移つてゐる。これは二月七日の出来事である。その時の大宮司は誰であるか明でないが、元亨元年（一二三一）

(一) 三月三十日の到津文書には大宮司宇佐公敦の花押があり、爾來元弘三年（一三三三）迄十二年間宇佐公敦が大宮司に任じている尤も元徳二年（一三二九）からは到津公連が南朝系大宮司として補任されているが、宇佐宮の実権は、宇佐惣領家宮成氏が内部的には有していた。元来大宮司宇佐氏も官途は太政官にうけ、所領關係は建仁以前から御家人になっていたのであるから、他の地頭御家人と同じ地位をもつていていたわけである。

そこで、六郷山の押領の問題は当然宇佐（後の宮成）公敦によつてなされたということになる。天正十五年六月一日の大宮司宮成公基の秀吉給地坪付によつてみても、宮成領の中に後山分のある事は何よりの明証である。かくて後山・吉水山の所領は嘗て宇佐宮がその多くを寄進したであらうが、宇佐郡にあるという立場もあって大宮司宮成公敦が押領したということになる。

(註) (1) 永弘文書一四七号。

(2) 普通土地では「了戒山」と称している。

(3) 山の中腹に「立石」なるメンヒルがあり、その下の田である。

(4) 永弘文書。

(5) ク 一二三八号。

(6) 宮成文書三号。

む
す
び

鎌倉以来、守護地頭¹¹御家の六郷山領内への入部はやがて、執行職、権別当職、院主職等、六郷山内の支配機構の組織即ち、所職の押領となつて現れて守護大友能直を始め、その一族田原、戸次の入部となつて天台支院六郷山の権力機構の中に食いこんで行つた。武士勢力に対して六郷山は別当職領家職を叡山無動寺に寄進して武士勢力に対抗しようとしたが、都甲氏な

どの如き在地御家人は執行職の中に入りこんだり、或は又、院主職が在俗僧が多かった為に、院主職を獲得して一山の支配権を獲得する者もあった。夷山靈仙寺院主は田原氏であるものの如く、又守護能直は横城山東光寺院主職を獲得している。⁽¹⁾ 鎌倉時代の寺院所職の獲得が可成り行われている。六郷山の所領は「払」という名称を使っていて、その周辺に主としてあるが、遠方に所領を有する寺院もあった。周辺の田畠は主として寺院の建築された境内地附近を四至として認められているので、その中に開発した僧もいたし、又莊園の寄進をうける場合もあったのである。

所職はいうまでもなく四至内の田畠及び、一寺の夫々の担当法会に応じて四至内外の田畠の知行権を有していたわけである。こうした経済力が、いつか地頭^{II}御家人の押領の対象になるわけであるが、これが、鎌倉末の混乱期に一挙に行われた。その状況これが建武四年の目録に記されたわけである。本山分を失った六郷山の組織はそこで再編せざるを得なくなり、惣山長安寺を中心に再び編成を改めるのである。

即ち六郷山は中山本寺長安寺に康永三年（一三四四）学頭職を設けこれを中心に統割しながら領家延暦寺と本末関係を持続しながら室町時代に入つて行くのである。（昭三九、八、再稿）

（註）(1) 志賀文書貞応二（一二三三）年十一月二日（熊本縣史料二）

附記 本稿は昭和三二年度文部省科学研究費による「八幡弥勒寺の史的研究——六郷山との関連による——」の一部である。